

特記仕様書

委託業務番号 令和8年度 第185号

委託業務名称 伊香クリーンプラザ不燃残渣運搬覆土業務

委託業務場所 滋賀県長浜市西浅井町沓掛 1313 番地 1 伊香クリーンプラザ
滋賀県長浜市余呉町中河内 897 番地 余呉一般廃棄物最終処分場

第1 本業務の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）、「一般土木工事等共通仕様書付則」（以下、「付則」という。）および「現場技術業務委託共通仕様書（滋賀県土木交通部）」（以下、「委託共通仕様書」という。）および本特記仕様書によるものとする。

第2 共通仕様書、付則および委託共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

（一般事項）

第1条 監督職員がその権限（指示・承諾・協議等）を行使する場合は、指示票、工事記録簿等の書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

（業務管理）

第2条

1 安全管理

- (1) 受注者は、施工箇所およびその周辺にある施設や第三者の安全確保に努めなければならない。
- (2) 受注者は、施工中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく処置を常に講じておくものとする。
- (3) 受注者は、使用人等に適時、安全対策、衛生管理等の指導および教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるように管理および監督しなければならない。
- (4) 受注者は、業務の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、別に定める施工中の事故報告書を指示する期日までに、監督職員に提出しなければならない。
- (5) 作業従事者全員に作業内容について十分な教育を行い、作業前には毎回必ず使用機械の整備点検を入念に行うこと。

2 業務管理

- (1) 受注者は、業務の内容について事前に十分調査し、実情を把握の上、実施すること。
- (2) 本業務において、業務委託内容外においても不良箇所が発見された場合については、直ちに監督職員に報告し指示を受けるものとする。
- (3) 本業務は、平日の午前8時30分から午後5時15分までを作業時間とする。ただし、監督職員が事前に承諾した場合は前記時間以外に作業できるものとする。
- (4) 本業務に必要な工具、消耗品、測定器具等は、受注者の負担とする。ただし、機器の特殊性による備え付けの補修工具を必要とする場合は除く。
- (5) 受注者は、熟練・資格等を要する作業には相当経験を有する技術者および資格者をあてること。また、業務上必要な場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、現場に常駐させること。
- (6) 作業中は、既設構造物等を汚損または損傷しないように保護養生し、十分注意の上施工すること。万が一損傷等させたときは、速やかに監督職員に通報し、受注者の責任で復旧補修すること。
- (7) 発注者は、実施内容状況について調査を必要とする場合は報告を求めることができる。
- (8) 本業務において、原則として軽微な費用の補修ならびに部品の交換等については、委託費に含まれるものとするが、実施内容によりその都度協議するものとする。
- (9) 受注者は、業務を実施するため公有地、または私有地に立ち入る場合は、監督職員および関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、第三者への土地への立入りについては、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。

(疑義の解釈)

第3条 設計図書に定める事項について、疑義が生じた場合の解釈および本業務上の細目については、当該委託を担当する監督職員の指示に従わなければならない。

(工事等対象物の管理義務)

第4条 委託業務が完了し、引き渡し完了まで業務必要材料等の対象物の保管責任は受注者とする。

(業務終了後の処理)

第5条 委託業務が終了したときは、受注者は速やかに不要材料および仮設物を処分もしくは撤去し、清掃しなければならない。

(材料)

第6条 各種機器材料は、JIS およびその他の関係基準に適合するものであること。ただし、規格等に定めのないものについては、使用実績があり、かつ信頼性の高いものを使用すること。

(法令等の遵守)

第7条 受注者は、本業務を実施するにあたり下記の関係法令等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- (2) 環境基本法、同施行令、同施行規則
- (3) 大気汚染防止法、同施行令、同施行規則
- (4) ダイオキシン類対策特別措置法、同施行令、同施行規則
- (5) 滋賀県公害防止条例
- (6) その他関係法令

(守秘義務)

第8条 受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

その他特記事項

(損害賠償)

業務の施工に伴い通常発生する物件等の破損の補修費および騒音・振動・濁水・交通障害等による事業損失にかかる補償は受注者の負担において行わなければならない。

また、本業務完了後においても明らかに本業務に起因する物件および構造物等の破損の補償および修理は、すべて本業務受注者の負担で行わなければならない。

(提出書類)

本業務において受注者は、次表に掲げる関係図書等を提出しなければならない。

契約、着手時または随時		完了後	
関係書類	部数	関係書類	部数
着手届書	2	作業報告書	2
現場代理人等届	2	作業写真	2
工程表	2	業務完了報告書	2
施工計画書	2	請求書	1
その他監督職員が指示するもの	2	その他監督職員が指示するもの	2

業務内容

第1 業務概要

本業務は、伊香クリーンプラザにてストック（貯留）している不燃物残渣等をダンプに積み込み、余呉一般廃棄物最終処分場へ運搬、敷き均し、覆土を行うものである。

第2 作業条件（現場条件）

本業務は、稼働中の伊香クリーンプラザ施設での業務を含むものであり、安全に十分に注意し実施すること。

第3 履行期限

令和8年10月31日

第4 業務内容

1 不燃残渣等の積込、運搬、敷均および覆土

- (1) 伊香クリーンプラザにてストックしている不燃残渣等の発生予定数量約 150 t（約 114 m³）を積込、余呉一般廃棄物最終処分場への運搬、敷均および覆土する業務。
- (2) 発生予定数量約 150t を、契約締結日の翌日から10月末までに1期（概ね1ヶ月程度）あたり約 75t で、2期に分けて運搬処理を行い10月末までには運搬処理を完了すること。
- (3) 積込用ショベルおよび運搬車両については当センター所有のショベルと 4t ダンプを使用すること。（別表1のとおり）
- (4) 4t ダンプの運搬時にはシート掛けを必ず行うこと。
- (5) 搬出前には、伊香クリーンプラザ計量器にて必ず計量すること。
- (6) 余呉一般廃棄物最終処分場での不燃残渣の敷均、締め固め業務後、土砂にて覆土を行うこと。

埋立方法は不燃残渣をバックホウにて敷均、約 1.5m から 2.0m の高さとして、不燃残渣上部に 15cm～20cm 覆土すること。なお、使用する土砂（覆土材）については、受託者が持ち込みすること。（10 t 車までの搬入を可とする。）

また、埋立地にて使用するバックホウについても、本体、燃料、回送費、その他の経費については、受託者の負担とする。

「*参考：バックホウ山積 0.28 m³（平積 0.2 m³）程度」

2 業務従事人員等

- (1) 正常かつ正確な業務を確保するために、必要な員数を配置するものとし、心身ともに健全な者でなければならない。
- (2) 主任技術者にあつては1名以上とし、財団法人日本環境衛生センターが行う廃棄物

処理施設技術管理者講習（最終処分場コース）を修了した者とし、その他の従事者にあつては、運転に必要な技能および免許等を有する者とする。

なお、主任技術者は契約締結先に在籍する者であること。

3 貸与品

業務遂行上必要な下記の物品（別表 1）については、当センターが無償にて使用させるものとし、使用者は適切な管理を行うこと。

- (1) センターが貸与するダンプの燃料については、受注者の負担とする。
- (2) 積込用ショベルについては、週に 1 回フィルター及び後ろのファンをコンプレッサーで掃除すること。
- (3) 運搬車両については、週末に荷台、キャビン及びシートを掃除すること。併せてタイヤのチェックも行うこと。

別表 1

車 両 名	登 録 番 号	型 式	車 台 番 号
コマツショベル：1.3 m ³		WA100-5	75349
いすゞ：4t ダンプ	滋賀 100 せ 1740	2RG-FRR90S1	FRR90-7149585

※上記 4 t ダンプ車両は、都合により他の 4 t ダンプに変更する場合がある。

4 提出書類について

- (1) 業務実施報告書については、業務の実態が明確に把握できるよう次の書類を添付すること。
 - ① 計量伝票
 - ② 埋立位置のわかる書類
 - ③ その他業務実施関係書類
- (2) 作業写真については、業務実施状況写真、並びに、着手前後の写真とする。なお、着手前後の写真については、同位置から撮影し埋立位置のわかる写真とすること。

5 注意事項

- (1) 余呉一般廃棄物最終処分場は管理型埋立処分場であるため、埋立ヤード内に遮水シートを敷設しており、業務にあたっては十分に注意を払って遮水シート等の設備に損傷を与えないように業務を行うものとする。万が一、遮水シートを損傷した場合は、作業を中止し、損傷箇所を養生のうえ、受託者の責任において早急に補修の手配を行うこと。なお、補修後監督員の了承を得た後でなければ業務を再開してはならない。
- (2) 管理道路は、道路幅が狭くカーブも多く、ガードレールなどの防護柵が設置されていないので、安全な速度で舗装部分を慎重に運行すること。

- (3) 車両運転業務に従事する者に対して、業務従事前免許停止、取り消し等の処分の有無および酒気を帯びていないことを運転前にアルコール検知器で確認し記録すること。

6 その他

- (1) 本業務に業務上、技術管理的に当然必要と認められる内容についても含まれるものとする。
- (2) 施工にあたっては十分な事前調査を行うこと。
- (3) 本業務において、原則として軽微な費用の補修ならびに部品の交換等については、請負費に含まれるものとする。なお、保険料等が必要な場合も受注者の負担とする。
- (4) 本仕様書に記載なき項目については、その都度監督職員と協議するものとする。